

「想いをかたちに!!」ボランティア・市民活動の今これからを考える

ボランティア OSAKA

Vol.59
2010 Winter

特集

地域課題解決の新たな担い手
「社会起業家」とは何か?



大阪府市町村ボランティア連絡会(ボラ連)Vサイン

ボランティア活動の多様化を考える—社会起業家をテーマに、リーダー研修会を開催—

TOPIX 市民活動の今 泉佐野市 NPO法人 たんぽぽの会

「運営委員会」から考える市町村社協ボランティアセンター 中間まとめ

ボランティア活動保険Q&A ボランティア総合保障制度の改定についてお知らせします

特集 地域課題解決の新たな担い手 「社会起業家」とは何か?

地域にある多様な課題解決の新たな担い手として注目される「社会起業家」。行政では手が届かず制度の谷間におかれた問題や、営利目的の企業では採算が合わず提供できなかったサービスなど、地域社会の問題やニーズを市民の目線でとらえ、自由な発想で「地域の課題を解決する」ために自発的に行動しています。社会起業家は、ビジネスの手法を用いますが「困っている人の役に立ちたい」という想いはボランティアと同じ。今回は、社会起業家の想いや解決の手法、可能性について考えてみたいと思います。



NPO法人インターナショクナル
代表の菊池信孝さん

食を通した、多文化共生の まちづくりを目指して

大阪市 NPO法人インターナショクナル

食品の原材料情報 絵文字で表示

宗教や信条、体質などの理由により、食生活に制限のある人たちも豊かな食を楽しめる社会をつくりたい。インターナショクナルは、そんな思いを抱いて、食品の原材料を表すピクトグラム(絵文字)の制作・普及に取り組んでいるNPO法人です。学生時代にイスラム圏から来た人を案内した際、安心して食事できるお店探しの難しさを痛感したという菊池信孝さんが、2006年に設立。昨年まで事務局を置いていた箕面市の社会福祉協議会からNPO運営に関する基礎知識を学び、活動の方向性を探っていました。

プロジェクトは、3つから構成され、「つくる」「ひろげる」「まなぶ」です。「つくる」では、外国人から、子ども、シニアまで、誰もがわかりやすい原材料ピクトグラムをデザイン。アレルギー物質を含む食品と、宗教上、制限の多い肉類など、ニーズの高い14種類のピクトグラムを制作しています。「ひろげる」は、街中にピクトグラムを普及させることをめざすもの。公共施設、空港やホテル、飲食店、災害時の避難所などで利用を促進するため、先の14種類を使い、協賛企業での表示実験を行っています。「まなぶ」では、各国の食品パッケージを利用し、異文化を体験學習できる講座を実施。自治体や学校の教職員、生徒、市民などを対象に、日本の食品を使って在日外国人の食生活を模擬体験するプログラムなどを提供しています。

ロゴミで ネットワークが広がる

「多文化共生」の 目的を忘れない

同団体のプロジェクトは、企業にとっても目的がわかりやすく、取り組みやすい活動です。「学生時代、留学生が好むコンビニ食品を調べ、母校付近の店舗でピクトグラム表示実験を試みたところがあり

●原材料ピクトグラムの例

アレルギー物質が含まれる食品



宗教上の理由で制限のある肉類



ます。その結果、店の売上が50%も増えました」。

ピクトグラムの利便性は口コミで伝わり、企業や団体からの問い合わせも多いそう。現在の主な提携先は、飲食店やケータリングサービスなど。今年はAPEC横浜の開催や、政府の国際観光誘致キャンペーンイヤーであることを踏まえ、国際会議や、観光地の飲食店、ホテルなどへの働きかけに力を入れているそうです。

また、箕面市に事務局を置いていた際は、地元の社会福祉協議会から転入してきた外国人家族の給食について相談を受けるといったこともあり、各種関係団体とともに誰もが住みやすいまちづくりを進めています。そんな現状について、「業界ごとの強みを活かして連携の輪が広がるのは面白いですね」と菊池さん。「当団体の中心メンバー自身、広告代理店や金融機関、国際協力の仕事もしているなど、それぞれの得意分野を活かしながら活動を進めているんです」。

「ただ、食を通して多文化共生という最初の目的は忘れてないんです」。今、手伝ってくれているスタッフも、その理念に共感して集まってくれた人たち。「なぜ、そのプロジェクトに取り組むのか」という目的意識を持ち、活動を維持のためにビジネスのしくみを取り入れる部分と、ボランティア色の強い部分を組み合わせるバランス感覚を大切にしています。将来的なピクトグラムの無償提供も視野に入れており、目標は、同団体のピクトグラムが国際的な統一規格になること。言葉の壁を越えて誰もが食を楽しめる社会をめざし、歩み続けます。

行政も、企業もできなかつた 全国初NPOによる夜間の学童保育を実現

NPO法人『ワークレッシュ』 和久貴子さん

大家さんしか
知らないまちで



△「子どもがどんどん元気になるんですよ」と
NPO法人『ワークレッシュ』代表理事の和久貴子さん。

大阪狭山市を中心に、子ども支援・子育て支援を行うNPO法人『ワークレッシュ』。代表理事の和久貴子さんは、2000年に脱サラ後、準備期間を経て2002年に同法人を設立。起業の背景には、和久さんの個人的な想いと子育て環境への強い問題意識がありました。

「幼い頃に母を亡くし、親の子に対する想いが実感できず、どのようなものか知りたいと渴望していました。また、そんな生い立ちも影響してか、自分が結婚し子育てるなど想像しただけでも強烈に不安がありました。

和久さんは、2000年に脱サラ後、準備期間を経て2002年に同法人を設立。起業の背景には、和久さんの個人的な想いと子育て環境への強い問題意識がありました。

起業に至るもう一つの背景は、和久さんが大手進学塾で、多くの受験生を指導し、その保護者たちと進路相談をする中での「気づき」にあります。

「学校での懇談は15分なのに、塾では1時間30分。進路相談の形をとりながらも、話は子育てや家族関係の悩みやストレスへと及びます。塾は親にとって、新たな『居場所』になっていたんですね」しかし、進学塾の目的はあくまでも学力向上。

受験対策を中心としたものです。そこには高い授業料が払える家庭の子、一定程度事情がある子、障がいのある子などは対象とされていませんでした。

こうした経験から和久さんは、子どもがイキイキと育ち、親は子育てしながら自立した人生をおくことのできる環境が必要。それを地域の助け合いでつくるうど、賛同する仲間14人で同法人を設立したのです。

子どもも、親も幸せになれる 地域の居場所を目指して

自主事業の柱は、年齢、学区、親の就労や障がいの有無、家庭環境を問わず、夜間まで子どもを保育・送迎する「コミュニティースペースの運営」。行政や塾が設けた利用制限をなくし、子どもにとって理想郷となる地域の居場所を目指します。ここは、「スタッフのサポートによる、おやつづくりや学習ほか、泥んこになって遊ぶのもOK。いろんな学区から、いろんな年齢の、いろんな環境で育った子どもたちが関わりあえる、これまでの保育所にはない空間です。施設内で閉じないよう、地域へも積極的に出かけていきました。

「金もうけ」でなく 「人もうけ」

現在、スタッフは18歳から85歳まで30人。過去の利用者や親子二代で活動する人もいて、支援者・被支援者をこえた、地域の支え合いが実現しています。これを和久さんは「金もうけではなく、人もうけ」といいます。

個々の想いとボランタリズムを東ね、ビジネスの手法で地域社会に還元する社会起業家・和久さん。今後のチャレンジについて伺いました。

「明るい、清潔、便利」がエスプレートした「守りすぎる」子育てや社会の風潮に疑問を持っています。安心安全をベースにしながらも、あえてそこにメスを入れたい」と意欲満々。人間愛と新たな問題意識が、和久さんの原動力になっているようです。

また、性教育や「コミュニケーション」、人権などを学ぶ参加体験型学習会や、子どもの自立心を育てるため、子どもたちの料理クラブも実施。さらに、子育てで、家に閉じこもりがちな未就園児親子の地域交流の場「つどいの広場」も開始しました。

利用者には、再婚や再就職を予定している人、夢をかなえるため

仕事をやめて勉強をやり直そうとする人など、それぞれの人生があります。和久さんは「子育て支援」と並行して、保護者、一個人の生き方を支援してきました。保護者の生き方が子育てに影響することを自らの経験から知る和久さんならではの対応です。

『おかげで新しい一步が踏み出せました』と利用者さんの晴れ晴れとした声を聞く嬉しさですね」

『おかげで新しい一步が踏み出せました』と利用者さんの晴れ晴れとした声を聞く嬉しさですね」



△子どもたちで献立を考え、調理し、イベントなどで模擬店を運営することも。

社会起業家には、2つの顔があります。社会的責任を持ち、持続してサービスを提供していくビジネスの顔。もうひとつ本音の顔は、スタッフ一人ひとりの生き様から湧き上がるボランタリズム。介護保険のない時代から、損得勘定なしに人のためにお世話をしてきた人がいた。自分から進んで負荷を引き受け、社会を支え、変えてきたんです。「社会起業家」といえばカッコイイですが、ホンマは「何とかせなあかん」と、地べたを這うててる人」のこと。その精神は忘れずにいたいですね」



「社会を変えたい」想いを ビジネスのやり方で。

関西学院大学人間福祉学部社会起業学科
牧里 每治さん

社会起業家が 注目される理由

地域社会のさまざまな課題をビジネスの手法で解決する「社会起業家」が注目されています。その背景には、地域社会の問題が多様化していることが挙げられます。個々の異なるケースに対し、公平性が求められる行政や採算性が優先される利潤追求型の企業では対応が難しい、制度の谷間に問題が増えてきたのです。

地域の自治会やボランティアグループの活動も、課題解決に十分な力を発揮しにくくなっています。リーダーの高齢化や後継者不足により、当事者を継続して定期的にサポートすることが難しいからです。

行政の制度にも、企業のサービスにも、地域のセイフティネット

にもかからない困難を抱えた人々は、地域社会に見えない谷間に放り投げられています。そこでこうした地域社会のあり方に危機感を持ち、地域のニーズに合った形で地域を再生しようと立ち上がったのが社会起業家なのです。

人は、何のために 働くのか?

振り返れば、社会的課題をビジネスの手法を用いて解決してきた人は、過去にも存在します。日本初の孤児院をつくった岡山の石井十次工員の環境改善や農業改善に取り組んだ実業家・大原孫三郎など「社会事業家」のほか、シャープの早川徳次など歴史上の大手企業の創始者もみな「社会をよくしたい」という想いを事業に託してきました。

ところがいつのまにか、仕事の目的が「金儲け」へと変貌しました。これに気づくきっかけとなつたのが数年前、IT企業がテレビ局の株を独占しようとして社会的批判を浴びた事件です。個人投資家の資金を動かすことで利益を得ることは、「一見、問題がないようですが、儲かつて喜ぶ人が

がいる一方で、必ず苦しむ人をつくり出す。トータルみて、社会を持続的によくすることにはつながりません。この事件から「働くことの意味」が問い合わせられ、「金儲け」企業に反発する風潮が生まれたことが、社会起業家の誕生を後押ししたといえます。

地域のニーズを 「仕事化」する

社会的起業の発祥は、イギリスのスコットランド。不景気になると真っ先に失業者があふれる国内で最も貧しい地域です。1970年代、イギリスは、造船などの大規模工場がつぶれ、失業者が急増しました。そのとき、自分たちのまちに必要なことを自分たちで「仕事化」しようとした人たちがいました。

例えば、地域を活性化するために、政府の助成金でレストランをつくります。地域の人たちが地域をよくするために始める仕事への税金投入は、税金の有効活用です。また、起業すれば、新たな雇用機会を創出するほか、生活困窮者にリーズナブルな価格で食事を提供するなど新しいサービスも生まれ出します。まちの人は、消費

料金の3つ。中でも重要なのは、料金です。例えば、関西学院大学はアメリカにいえばNPOです。政府から助成金ももらえば、寄付もあります。しかし、収入の多くは授業料。いい人材を世に出すため若い人を預かり、教育する。そのシステムで大学を永続的に運営し、授業やサービスを提供することによって対価を得ています。

社会起業家が 成り立つしくみ

日本の社会起業家は、病児保育、障がい者の雇用創出、一人で暮らす高齢者の食事配達など多岐に渡る分野で活躍しています。社会起業家がボランティアや慈善事業と異なるのは、活動・運営資金を自ら稼ぐ点にあります。

一方、地域では、社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うコネクター機能が必要です。この役割を期待されているのが社会福祉協議会(社協)です。なぜなら、社協は、地域をよくするために市民がつくる組織で、民間団体の「長男長女」。古くから地域の実情や福祉課題、自治会など地元組織の活動に精通しています。課題解決にあたる多様な団体を公共的な立場から調整することは、社協にしかできないからです。自治体に一つしかない、市町村に次ぐ公共性ブランド「社協」が、それぞれの事業体が活かされるコネクター機能を発揮できれば、共生社会、多元的な社会の実現に、一步でも近づくことができるのではないかでしょうか。

今こそ、社協ブランドが 生きるとき

大阪府では、公募で採用された民間の中間支援組織「おおさか元開を開拓できる人材を育成」



関西学院大学では、2008年に社会起業学科を創設。社会的ミッションを活かしたビジネス開拓を提案できる人材を育成。

ボランティア活動の多様化を考える 社会起業家をテーマに、リーダー研修会を開催

11月12日、大阪府市町村ボランティア連絡会リーダー研修会が開催されました。今回は地域課題への新たな取り組みを考えると題して、NPO法人おおさか元気ネットワーク理事長の三和清明氏、理事の高見一夫氏に社会起業家の取り組みについてご講演いただきました。

社会起業家が必要とされる背景として、近年地域では複雑な課題が増えていることがあげられます。参加者からは「初めて社会起業家について知った」「ボランティアグループもNPOも社会起業家も地域をよくしたい」という思いは同じだと思う」との意見があり、地域課題の解決には多様な方法があると知りました。



△社会起業家もお互い様の心が大事



▲道場正信さん(前列中央)と留学生のみなさん

広がる ボランティア活動

ボランティア活動の多様化を考えるきっかけとして、泉南市で行われている取り組みをご紹介します。NPO法人関西留学生支援センター「松風寮」では、現在ネパール、ドイツ、スペイン、アーバンの学生らに生活の場を提供しながら、地域の子どもたちを対象にした絵画教室や留学生が講師になる英会話教室を開催しています。「国際交流は一人だけでできるものではありません。多くの人々に賛同してもらいたい」と寮長の道場さんは話します。子どもたちと留学生をつなぐ仕掛けによって、地域内交流を生んでいます。

市民活動の今

Close up! 住民参加型在宅福祉サービス

住民参加型在宅福祉サービスとは、利用者と提供者が会員制の仕組みをとって非営利・有償で提供されるサービスで、制度の谷間にある地域住民のニーズに柔軟に対応する住民相互の助け合いを基盤とした市民活動です。

このコーナーでは、市民活動が多様化する中で、従来から先駆的な取り組みを行ってきた「住民参加型在宅福祉サービス」を取材することで、これからの市民活動のあり方を考えてみたいと思います。

高齢者も参加しやすいコミュニティを

泉佐野市 NPO法人 たんぽぽの会

介護予防教室やグループホームの運営、ヘルパー派遣などを行い、地域の高齢者がコミュニティに参加しやすくなるような環境づくりに尽力している「たんぽぽの会」。介



▲たんぽぽの会のスタッフ

護予防教室に多彩な趣味の教室を設けて、参加者が作成したスケジュール表に基づき、「来たい時に来たい人が来られる」居場所づくり。教室では地域の人が習字や手芸、絵手紙の講師として活躍しています。また、グループホームの入居者の散歩を、地域の安全を見守る時間として位置づけ、毎日パトロー



▲介護予防教室には、多くの高齢者が集まります。

ルに出発。こうした高齢者と地域の交流を支える取り組みに力を入れることで、町内とグループホームそれぞれの行事に住民と入居者が参加し合う関係が築かれてきました。

さらに在宅介護支援では有償活動を取り入れ、介護保険制度では対応できないニーズにも応えています。「介護保険制度の場合はヘルパー派遣の時間に限度がありますが、有償活動であれば、話し相手になるなど、より利用者さんにゆっくり寄り添うこともできます。住民参加型活動で利用者さんを主体としたケアを提供し、地域で暮らし続けるお手伝いをしたいですね」と話す片木谷真弓理事長は、近隣の高校の介護科で講師を担当。福祉職を志す生徒に、支援する相手や家族の心情を理解した上でサービスを提供することの重要性を伝えながら、次世代の育成に努めています。

ボランティアOSAKA ボランティアセンター 運営委員会

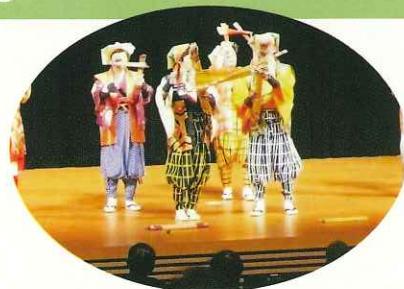
〈中間まとめ〉

ボランティアOSAKA第56号から3回にわたり、「運営委員会」から考える市町村社協ボランティアセンターを紹介してきました。現在、大阪府内の41社協ボランティアセンターのうち、25ヶ所に運営委員会が設置されており、ボランティア、施設、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、企業などさまざまな立場の委員が主体的に参画し、事業計画などについて意見を交わしています。今回は、取材から通じて見えてきた運営委員会の役割についてまとめてみました。

運営委員会が担っている3つの役割

① 団体の垣根を越えた参加の場を提供できる

社協ボランティアセンターは、ボランティア活動をきっかけに地域住民や学校、施設、企業など幅広い市民に参加してもらいやすいことが大きな特長です。その基盤であるボランティアセンター運営委員会には「地域福祉の推進」という使命に基づき、従来の福祉分野にとどまらず、多様な立場の人の参加をもって構成することが求められます。運営委員会を通じて団体間同士が顔の見える関係を築きながら、多様な市民の意見が反映されるセンターの仕組みづくりが必要となります。



多様な市民参加&その仕組みづくり

② 幅広い活動につなげることができる

社協ボランティアセンターの運営委員会は、センターの活動について、実質的な事業内容を検討していく場となります。また、活発な議論の場を設けることで、各団体と情報交換ができる場となっています。運営委員会で構築されたネットワークを生かすことにより、センターが柔軟性、独自性を發揮し、今までの活動メニューでは対応できないニーズに合った活動を作り上げることができます。また、運営委員会が中心となって積極的に事業や活動プログラムづくりに携わることで、ボランティアフェスティバルなどのイベントに多様な団体が参画し、幅広い市民参加による事業展開が期待できます。



ネットワークの充実&活動企画

③ 地域の課題を解決する基盤を作ることができる

社協ボランティアセンターは、ボランティアと活動先をつなぐ点と点のコーディネートだけにとどまらず、さまざまな団体をつなぎ地域でのネットワークを広げていくことが求められています。そのネットワークが広がることにより、地域で起こっている多様な課題をキャッチすることができます。また運営委員会でさまざまな課題を取り上げることにより、多様なネットワークを活かしたボランティアセンターらしい課題解決への取り組みにつなげができるのです。



ニーズに合った提案&助言

以上のように、社協ボランティアセンターの中で運営委員会が機能することにより、開かれたセンターづくりにつながり、市民参加や協働を進める社協の最前線としての役割を果たすことが期待されます。

◆情報コーナー

◆河南町

ボランティアサロン開催!

和布でブローチをつくったり、ボランティアに関する情報交換や相談を行っています。お気軽に越しください。

- ◆日時／平成22年4月8日(木)午前10時～正午
- ◆場所／河南町保健福祉センター(かなんぴあ)
2階 ボランティアルーム
- ◆申込／申込不要
- ◆参加費／実費
- ◆問合せ／河南町ボランティアセンター
☎ FAX0721(93)6299

◆岸和田市

第69回 ボランティアサロン開催!

登録グループ紹介では、小学生のダンスグループが演技を披露するなど楽しい交流会です。何か始めたい人、ボランティアに興味のある人など、お気軽に越しください。サロン後は個別相談もお受けします。

- ◆日時／平成22年4月17日(土)午後2時～4時
- ◆場所／岸和田市立福祉総合センター
- ◆申込／申込・参加費不要
- ◆問合せ／岸和田市ボランティアセンター
☎ 072(430)3366 FAX072(430)3367

◆寝屋川市

第5回 にこにこボランティアまつり

1階ロビーでは登録団体によるパネル展示や体験コーナー、24日(土)は演技発表会で踊りやマジック、歌などのほか売店もあります。ぜひ見に来てください。

- ◆日時／平成22年4月20日(火)～25日(日)
午前9時～午後5時30分
- ◆場所／寝屋川市立総合センター 1階(24日のみ
12時30分～2階で演技発表)

◆申込／申込・参加費不要

- ◆問合せ／寝屋川市社会福祉協議会ボランティアセンター
☎ 072(838)0400 FAX072(838)0166

◆茨木市

第17回 みんな集まれ! ボランティア in いばらき

市内のボランティア・福祉関係団体が集まり、模擬店やバザー、ステージイベント、パネル展示体験コーナーなどを通じ、ボランティア活動に市民の皆さんのが興味や関心を持っていただけるよう、また各福祉団体間の交流を深め社会福祉への理解と認識を促すイベントです。

- ◆日時／平成22年4月29日(木・祝)午前10時30分～午後3時
- ◆場所／茨木市中央公園北グランド
- ◆申込／申込・参加費不要
- ◆問合せ／茨木市ボランティアセンター
☎ FAX072(627)0086

◆八尾市

歌体操考案30周年記念 いきいき歌体操ふれあいの集い

地域で最後までその人らしく生きたいをテーマにした講演と、懐かしい曲や新曲に合わせ歌体操をみんなで楽しみましょう。

- ◆日時／平成22年5月2日(日)午前10時30分～午後3時30分
- ◆場所／八尾プリズムホール 大ホール
- ◆申込／申込・参加費不要
- ◆参加費／一般参加者無料
- ◆問合せ／在宅福祉サービスネットワークセンター
☎ 0729(25)1045 FAX0729(25)1161

ボランティアセンターでは、窓口や電話で
ボランティアに関する相談を受け付けています。
お近くのボランティアセンターへ行ってみよう!



◆みずほ教育福祉財団

平成22年度 第27回 老後を豊かにするボランティア 活動資金

高齢者福祉の重要性が高まるとともに地域住民・ボランティアによる高齢者のための福祉活動が求められています。この助成金は地域に根ざした高齢者のためのボランティア活動を奨励するために助成するものです。

- ◆助成額・グループ数／1グループ10万円限度、約140グループ

◆応募方法・締切／所定の申請書は都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会にあります。都道府県・政令指定都市社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会の推薦を得て、平成22年5月末迄に当財団に送付。

- ◆申込・問合せ／〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5 みずほ銀行本店内(財)みずほ教育福祉財団 問合せは、福祉事業部(藤井)
☎ 03(3596)4532 FAX03(3596)4531

◆みずほ教育福祉財団

平成22年度 第8回 配食用小型電気自動車 寄贈事業

(財)みずほ教育福祉財団は、みずほファインシャルグループ役職員からの特別寄付金を原資に、高齢者向け配食サービスを行っているボランティアグループに対し、配食用小型電気自動車の寄贈を行っています。

- ◆助成内容・金額／配食用小型電気自動車(1グループ1台、10グループ程度)、1台総額110万円を限度(車両登録費、ロード記載費、荷台改装費を含む)

◆応募方法・締切／所定の申込書に必要事項を記入の上、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会および各管内の市町村社会福祉協議会または全国老人給食協力会の推薦を受け、当財団に送付。平成2年6月30日(水)当財団に必着。

- ◆申込用紙申請・問合せ先／全国老人給食協力会事務局 ☎ 03(5426)2547 FAX03(5426)2548

●大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター ☎ 542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内 TEL: 06-6762-9631 FAX: 06-6762-9679

市町村名	所在地	電話	FAX	市町村名	所在地	電話	FAX
北 摂							
池田市	〒563-0025 池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1階	072-753-8858	072-753-3444	河内長野市	〒586-0041 河内長野市大師町26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
茨木市	〒567-0888 茨木市駅前4-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0086	072-627-0086	太子町	〒583-0991 太子町大字春日963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
島本町	〒618-0022 島本町桜上町3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325	千里赤坂村	〒585-0041 千里赤坂村大字水分195-1 保健センター内2階	0721-72-0294	0721-70-2037
吹田市	〒564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉会館内	06-6339-1210	06-6339-1202	富田林市	〒584-0037 富田林市宮甲田町9-9 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
摂津市	〒566-8555 摂津市三島1-1-1 摂津市役所西別館1階	06-6318-1128	06-6383-9102	羽曳野市	〒583-8585 羽曳野市鷺田4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
高槻市	〒569-0804 高槻市総合福祉センター内	072-683-2200	072-683-2209	東大阪市	〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
豊中市	〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市立こやかプラザ内	06-6848-1000	06-6848-1005	藤井寺市	〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	072-938-8220	072-938-8221
豊能町	〒563-0101 豊能町吉川1787 町立保健福祉総合施設豊能プラザ内	072-738-5370	072-738-0524	松原市	〒580-0043 松原市豊能1-1-1 松原市役所東別館内	072-339-0741	072-335-0294
能勢町	〒563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623	八尾市	〒581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	072-925-1045	072-925-1161
箕面市	〒562-0036 箕面市船場西1-11-35 箕面市総合保健福祉センター分館	072-749-1535	072-727-3590	泉 州			
河 北							
交野市	〒576-0034 交野市天野が原町5-5 交野市立保健福祉総合センター内	072-894-3737	072-894-3737	泉大津市	〒595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
門真市	〒571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456	和泉市	〒594-0041 和泉市いぶき野5-1-7 和泉中央駅南側歩行者デッキ・アメモール1階	0725-57-0294	0725-57-3294
四條畷市	〒575-0043 四條畷市北出町3-1	072-878-1210	072-878-6888	泉佐野市	〒598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立保健センター内	072-464-2259	072-462-5400
大東市	〒574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828	岸和田市	〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立総合福祉センター内	072-430-3366	072-430-3367
寝屋川市	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166	熊取町	〒590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
枚方市	〒573-1191 枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉ラボルひらかた内	072-841-0181	072-841-0182	泉南市	〒590-0521 泉南市樽井1-8-47 泉南市立総合福祉センター内	072-483-0294	072-483-0353
守口市	〒570-0083 守口市京阪本通2-13-1 さつきホールモリげんち内	06-6992-2715	06-6993-0134	高石市	〒592-0011 高石市馬岸4-4-17 1-1 市役所庁舎別館1階	072-265-7600	072-261-9375
河 南							
大阪狭山市	〒589-0021 大阪狭山市今熊1-85 大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	忠岡町	〒595-0812 忠岡町忠岡中2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
柏原市	〒582-0018 柏原市大字4-15-35 健康福祉センター内	072-972-6760	072-972-6761	阪南市	〒599-0201 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	072-472-3333	072-471-7900
河南町	〒585-0014 河南町大字木1371 河南町保健福祉センター内	0721-93-6299	0721-93-5299	岬町	〒599-0303 岬町深日2328-24	072-492-5700	072-492-5701

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター TEL: 06-6765-4041 / 堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL: 072-232-5420

平成22年度「ボランティア総合保障制度」の改定についてお知らせします

1. ボランティア活動保険・ボランティア・市民活動行事保険・非営利・有償活動団体保険
特に変更はありません。保険の詳細については下記および募集パンフレットをご参照ください。

2. 移送中事故傷害保険

商品の加入について「タイプII(自動車搭乗中の傷害危険担保特約)」を販売停止とし、【タイプI(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約)】のみ継続してとり扱いしております。

①タイプI(車両特定方式:交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約)→制度継続
移送サービスに使用する自家用自動車をお届けいただき、その車両に搭乗中の方全員のケガを補償します。自動車を特定しますが、人の特定は不要です(搭乗者の名簿などは提出不要です)。対象とする自家用自動車の法定乗車定員数でお申し込みください。

②タイプII(車両不特定方式:自動車搭乗中の傷害危険担保特約)→制度廃止
※なお、移送中事故傷害保険については加入申込票も変更しておりますのでご注意ください。

22年度「ボランティア総合保障制度」のごあんない

ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア活動保険

補償内容		日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、 ①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と ②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。	
傷害部分			B プラン C プラン
	死亡・後遺障害 保険金額		2,935 万円 1,281 万円
	本人 ボランティア の ケガ の 加 け 者 力		入院保険金日額 6,000円 通院保険金日額 4,000円 手術保険金 9・18・36 万円 6・12・24 万円 特定感染症 補償します 天災 × 補償します
	対人 対物		5 億円限度額 (免責なし)
	年間保険料		ボランティア 1 名あたり 500 円 700 円
	加入対象		社会福祉協議会に登録、届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体
対象活動		・無償であること(交通費、食事代など除く) ・自助活動ではないこと	
保険期間		平成 22 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)	

各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険

就業中のみの危険担保・準記名式契約特約(一部付保)付帯普通傷害保険/賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

補償内容		ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。	
傷害部分			A プラン B プラン
	本人 参 加 の ケ 者 力		死亡・後遺障害 保険金額 490 万円 916 万円
	入院保険金日額 3,000円 通院保険金日額 2,000円 手術保険金 3・6・12 万円		
	対人 対物		1 名 1 億円限度(免責金額なし) 1 事故 2 億円限度(免責金額なし) 1 事故 500 万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1 事故・保険期間中 500 万円限度
	年間保険料		4,900 円 6,300 円
	加入対象		社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。 ☆大阪府社会福祉協議会の会員団体および大阪府社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。
保険期間		平成 22 年 4 月 1 日から翌年 4 月 1 日まで (中途加入者は加入手続き完了した日の翌月 15 日から)	

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。なお、上記の内容は平成22年4月1日から平成23年3月31までのものです。



三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部 公務開発室 〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1

MSIG TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098

ホームページ www.ms-ins.com

各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険

傷害保険(行事参加者の傷害危険担保特約付傷害保険(Ⅰ型)・国内旅行傷害保険(Ⅱ型)/賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

補償内容		日本国内において「ボランティアグループや NPO 法人などの市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入いただくものです。※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。						
傷害部分			Ⅰ型(宿泊なし) Ⅱ型(宿泊あり)					
	本人 参 加 の ケ 者 力		死亡・後遺障害 保険金額 500 万円					
	入院保険金日額 3,000円		3,000円					
	通院保険金日額 2,000円		2,000円					
	手術保険金 3・6・12 万円		3・6・12 万円					
	対人 対物		1 名 1 億円限度(免責金額なし) 1 事故 2 億円限度(免責金額なし) 1 事故 500 万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1 事故・保険期間中 500 万円限度					
保険料		Ⅰ型 Ⅱ型						
A 区分		30 円 1泊2日 208 円 4泊5日 314 円						
B 区分		134 円 2泊3日 257 円 5泊6日 322 円						
C 区分		262 円 3泊4日 265 円 6泊7日 330 円						
加入対象		行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体						
保険期間		行事期間中 (開催前日までに受付が必要)						

移送サービス活動に 移送中事故傷害保険

タイプI: 交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険
タイプII: 自動車搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険

補償内容		日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭乗している間の急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。						
傷害部分			Ⅰ型(車両特定)					
	本人 参 加 の ケ 者 力		死亡・後遺障害 保険金額 226.0 万円					
	入院保険金日額 3,000円		3,000円					
	通院保険金日額 2,000円		2,000円					
	手術保険金 3・6・12 万円		3・6・12 万円					
	対人 対物							
年間保険料		2,000 円 (乗車定員 1 名)						
加入対象		社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆大阪府社会福祉協議会の会員団体および大阪府社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。						
保険期間		平成 22 年 4 月 1 日から翌年 4 月 1 日まで (中途加入者は加入手続き完了した日の翌月 15 日から)						

各種損害保険・生命保険取扱 (株)島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
大阪センタービル2階(伊藤忠ビル)

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686